

広島県告示第二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県福山市沼隈町草深、能登原、下山南地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩船（三八七四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	岩船（三八七四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横引（二）（三八七五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	横引（二）（三八七五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
樋之上（三八七六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	樋之上（三八七六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
樋之上（三八七六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	樋之上（三八七六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平石（三八七八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平石（三八七八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寄ノ宮（三八七九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	寄ノ宮（三八七九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
塚田（三八八〇）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	塚田（三八八〇）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榎尾（三八八一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	榎尾（三八八一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥組前（三八八一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	奥組前（三八八一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥組（三八八二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	奥組（三八八二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項

奥組川（二六h） 地区	土石流	次の図のと おり	奥組川（二六h） 地区	土石流	次の図のと おり
奥組川（二六i） 地区	土石流	次の図のと おり	奥組川（二六i） 地区	土石流	次の図のと おり
前阿引川（三三 五）地区	土石流	次の図のと おり	前阿引川（三三 五）地区	土石流	次の図のと おり
前阿引川（三三 六）地区	土石流	次の図のと おり	前阿引川（三三 六）地区	土石流	次の図のと おり
柿木迫川（三三 四）地区	土石流	次の図のと おり	柿木迫川（三三 四）地区	土石流	次の図のと おり
奥組川（四三）地 区	土石流	次の図のと おり	奥組川（四三）地 区	土石流	次の図のと おり
榎尾谷川（八三六 五）地区	土石流	次の図のと おり	榎尾谷川（八三六 五）地区	土石流	次の図のと おり
塚田川（二七）地 区	土石流	次の図のと おり	塚田川（二七）地 区	土石流	次の図のと おり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県福山地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。